

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』における アルバイト収入に関する証明書類の提出について

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の選考過程において、新型コロナウイルス感染症の影響により、アルバイト収入が大幅に減少しているか確認しますので、以下のとおりアルバイト収入に関する証明書類を提出してください。証明書類等の提出がない場合は、大学として推薦できない可能性があります。

【アルバイト収入に関する証明書類】

2020 年 1 月以降の 2 か月分で、アルバイトの給与が 50%以上減少していることがわかるもの（アルバイト先からの給与明細、振込口座の預貯金通帳のコピー、給与アプリのスクリーンショットなど）

※4 月に入学した新入生で、当初アルバイトを予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により得られるはずであった収入が得られなかった場合は、文部科学省のオンライン申請（LINE）画面の申し送り事項にそのことを記載してください。

※2 年生以上の学生で、上記の証明書類が提出できない場合は、代わりに①～⑤のいずれかを提出してください。

①給与の減少が 50%未満の場合

→50%以上減少していなくても、2020 年 1 月以降の 2 か月分で減少がわかるものを提出してください。

②減少後の給与明細が提出できない

→アルバイト先が休業したため勤務日がなかった、アルバイト先が閉店したため連絡が取れないなど、減少後の給与明細が提出できない場合は、2020 年 1 月以降でアルバイトをしていたことがわかる減少前の給与明細（または振込口座の預貯金通帳のコピー、給与アプリのスクリーンショット）のみを提出し、文部科学省のオンライン申請（LINE）画面の申し送り事項に、減少後の給与明細が提出できない理由を記載してください。

③給与明細が手元にない、給与明細が発行されない

→代わりの証明書類を提出してください。

例. 振込口座の預貯金通帳のコピー

給与アプリのスクリーンショット

アルバイト先に依頼して、以下の項目を記載してもらった書類

（アルバイトの時給、2 か月分の勤務実績（勤務日・勤務時間）、勤務先名）

④2020 年 1 月以降にアルバイトをしていない

→2019 年の給与明細を提出し、文部科学省のオンライン申請（LINE）画面の申し送り事項に、2020 年 1 月以降にアルバイトができなかった理由を記載してください。

⑤代わりのものを探しても、提出できる証明書類がない場合

→文部科学省のオンライン申請（LINE）画面の申し送り事項に、証明書類の提出ができない理由を詳しく記載してください（証明書類が提出できない理由とアルバイト収入が減少した状況説明）。

龍谷大学 学生部